

ID: 289

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

<p>処分の概要</p>	<p>分担金の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市道営草地整備改良事業分担金徴収条例 第1条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第158号</p>		
<p>【根拠条文】 (趣旨) 第1条 名寄市における北海道営草地整備改良事業(以下「事業」という。)に要する費用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定による分担金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (分担金の額及び算定の基準) 第2条 分担金の額は、毎年度北海道知事が定めた額を超えない範囲内において、市長が定める。 2 分担金算定の基準は、当該年度の施行に係る受益者の受ける利益を限度として市長が定める。</p> <p>(納付義務者) 第3条 分担金は、当該事業によって利益を受ける者から徴収する。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>平成 30 年 6 月 15 日</p>